

野田市告示第312号

野田市道路線廃止に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように廃止する。

その関係図面は、野田市役所土木部管理課において一般の縦覧に供する。

縦覧期間 令和 4年 12月 16日から 令和 4年 12月 30日まで

(但し、野田市の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く)

令和 4年 12月 16日

野田市長 鈴木 有

整理 番号	路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
			終 点	
1	1 1 7 0	野 田 市 駅 愛 宕 線	野田字精進場 790番1地先	
			野田字弁天谷津 148番2地先	
2	1 2 1 4 5	川 間 1 2 1 4 5 号 線	船形字松山 2777番地先	
			船形字松山 2776番地先	
3	1 2 1 5 8	川 間 1 2 1 5 8 号 線	船形字松山 2709番3地先	
			船形字松山 2766番地先	

整理 番号	路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
			終 点	
4	1 2 1 6 2	川 間 1 2 1 6 2 号 線	船形字松山 2 7 2 7 番地先	
			船形字松山 2 7 2 7 番地先	
5	1 2 1 6 3	川 間 1 2 1 6 3 号 線	船形字松山 2 7 4 2 番地先	
			船形字松山 2 7 4 2 番地先	
6	1 2 1 6 4	川 間 1 2 1 6 4 号 線	船形字松山 2 7 3 1 番地先	
			船形字松山 2 7 3 1 番地先	
7	1 2 1 6 6	川 間 1 2 1 6 6 号 線	船形字松山 2 7 5 2 番地先	
			船形字松山 2 7 6 6 番地先	
8	3 1 1 6 9	中 央 3 1 1 6 9 号 線	野田字山王山下 7 7 8 番 2 地先	
			清水字下原付 2 6 9 番 1 6 地先	
9	3 1 1 8 0	中 央 3 1 1 8 0 号 線	清水字畔ヶ谷 1 0 9 9 番 4 地先	
			野田字山王山下 7 7 8 番 2 地先	
10	3 2 0 4 1	中 央 3 2 0 4 1 号 線	野田字弁天谷津 1 4 8 番 2 地先	
			野田字弁天谷津 1 7 1 番地先	
11	4 1 1 1 8	東 部 4 1 1 1 8 号 線	目吹字二ツ塚 1 5 1 1 番 6 地先	
			目吹字二ツ塚 1 5 1 1 番 4 地先	

整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
12	9 3 2 6 0	関 南 9 3 2 6 0 号 線	木間ヶ瀬字上新堤 4 4 9 8 番地先	
			木間ヶ瀬字上新堤 4 5 0 7 番地先	